

共同企業体の取扱いについて

昭和63年12月28日北開局工第71号
最終改正 平成25年3月7日北開局工管第242-1号

北海道開発局共同企業体実施要領（昭和46年1月1日付け北開局工第3号）第8条の規定に基づき、当局発注の工事に係る共同企業体の取扱いについて、別紙のとおり定めたので遺憾のないよう取り扱われたい。

（以下別紙）

第1 特定建設工事共同企業体

特定建設工事共同企業体により競争を行わせる必要がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

1 対象工事等

(1) 特定建設工事共同企業体による施工対象工事は、次の各号に掲げる施設でそれぞれ当該各号に定める規模の工事とする。

- 一 ダム 工事費がおおむね50億円以上のもの
- 二 堰、水門及び放水路 工事費がおおむね30億円以上のもの
- 三 建築物、揚排水機場、導水路、トンネル、共同溝、地下駐車場及び橋梁工事費がおおむね20億円以上のもの
- 四 港湾施設、空港施設及び漁港施設 工事費がおおむね7億円以上のもの

(2) (1)の各号に掲げるもののほか、特殊な技術等を要する工事又は工期が制限され分割施工が困難な工事で、円滑かつ確実な施工を図るため技術力等を特に結集する必要があると認められるものであって、工事費が5億円以上の規模のものについては、特定建設工事共同企業体により競争を行わせることができるものとする。

(3) (1)又は(2)の規定により、特定建設工事共同企業体により競争を行わせることができる工事について、特定建設工事共同企業体以外の有資格者（北海道開発局工事等競争参加者選定要領（平成12年12月19日付け北開局工第333号。以下「選定要領」という。）第6条の規定により資格が決定された者をいう。以下同じ。）であって当該工事を円滑かつ確実に施工できると認められるもの（以下「単体有資格者」という。）があるときは、特定建設工事共同企業体により行わせる競争に当該単体有資格者の参加を認めるものとする。

2 特定建設工事共同企業体の内容

(1) 構成員の数

構成員の数は、2又は3社とする。

(2) 構成員の組合せ

構成員の組合せは、発注工事に対応する工事区分（選定要領別表に定める区分をいう。以下同じ。）の有資格者による組合せとする。

(3) 構成員の資格要件

すべての構成員が、次の各号の要件を満たすものとする。

- 一 発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を受けてからの営業年数が5年以上あること。ただし、発注工事と同種の工事について相当の施工実績を有しており、円滑かつ確実な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を受けてからの営業年数が5年未満であっても、これと同等として取扱うことができるものとする。
- 二 発注工事を構成する一部の工種を含む工事について、元請として施工実績があり、かつ、発注工事と同種の工事を施工した経験があること。
- 三 発注工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置し得ること。

(4) 結成方法

自主結成とする。

(5) 出資比率

すべての構成員が、均等割の10分の6以上の出資比率でなければならないものとする。

(6) 代表者の要件

代表者は、次の各号の要件を満たす者であるものとする。また、代表者の出資比率は構成員中最大でなければならない。

- 一 最大の施工能力を有する者
- 二 等級区分が設けられている場合で、等級の異なる者の間では上位の等級の者

(7) 有効期間

特定建設工事共同企業体の有効期間は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

- 一 発注工事の契約の相手方となった者 競争参加資格が決定されたときから工事の請負契約の履行後3ヵ月以内を経過するまで
- 二 発注工事の契約の相手方とならなかった者 競争参加資格が決定されたときから契約の相手方が確定したときまで

3 資格審査等

(1) 北海道開発局長（以下「局長」という。）は、特定建設工事共同企業体により競争を行わせようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公示し、これにより資格審査（選定要領第5条に規定する資格審査をいう。以下同じ。）の申請を行わせるものとする。

- 一 特定建設工事共同企業体により競争を行わせる旨及び当該工事名
- 二 工事場所
- 三 工事の概要
- 四 工事区分
- 五 資格審査申請書の受付期間及び受付場所
- 六 特定建設工事共同企業体の構成員の数、構成員の組合せ、構成員の資格要

件、出資比率要件及び代表者要件

七 競争参加資格の有効期間

八 その他局長が必要と認める事項

(2) 局長は、(1)の申請に係る者について資格審査を行い、適格な者を有資格者として決定するものとする。

(3) (2)による有資格者としての決定は、決定の対象となった工事についてのみ有効とするものとする。

第2 経常建設共同企業体

経常建設共同企業体により競争を行わせる必要のある場合の取扱いは、次とおりとする。

1 対象工事

経常建設共同企業体による施工対象工事は、当該共同企業体のすべての構成員が発注工事に対応する工事区分の有資格者となっているものとし、等級区分のある工事にあつては、原則として、当該共同企業体の各構成員の有する等級のうち最上位の等級に対応する契約予定金額以上の規模のものに限るものとする。

2 経常建設共同企業体の内容

(1) 構成員の数

構成員の数は、2又は3社とする。

(2) 構成員の組合せ

構成員の組合せは、原則として次の各号の要件を満たすものとする。ただし、これらの要件を満たしている組合せが、以後において当該要件を満たさなくなった場合は、継続的な協業関係を維持しているときに限り、当該組合せを認めることができるものとする。

一 資本の額若しくは出資の総額が20億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が1,500人以下の会社若しくは個人による組合せであること。

二 等級格付がある者の組合せは、同一等級又は直近等級に格付けされた者によるものとする。ただし、構成員間の格差が円滑な共同施工を確保するために支障がないと認められる場合には、直近二等級までに格付された下位業者との組合せとすることができるものとする。

(3) 構成員の技術的要件等

すべての構成員が、次の各号の要件を満たすものとする。

一 競争参加を希望する工事区分に対応する建設業法の許可業種につき、許可を受けてから営業年数が3年以上あること。ただし、相当の施工実績を有しており、円滑かつ確実な共同施工が確保できると認める場合においては、許可を受けてから営業年数が3年未満であっても、これと同等として取扱うことができるものとする。

二 競争参加を希望する工事区分を構成する一部の工種を含む工事について、元請としての実績があること。ただし、元請としての実績がない構成員が、当該工事を円滑かつ確実に共同施工できる能力を有すると認められる場合に

あつては、下請としての実績があること。

三 工事1件の請負代金額が、建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条第1項に定める金額にあつては、すべての構成員が発注工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は主任技術者(地域における分布状況からみて、国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することが過重な負担を課すこととなると認められる場合にあつては、国家資格を有しない主任技術者。以下同じ。)を工事現場に専任で配置し得ること。ただし、工事1件の請負代金額が同項に定める金額の3倍未満であり、他の構成員のいずれかが監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置する場合においては、残りの構成員は兼任で配置することができるものとする。

(4) 結成方法及び数

結成方法及び数は、次の各号のとおりとする。

- 一 自主結成とする。
- 二 一の企業が本局及び各開発建設部ごとに結成することができる共同企業体の数は1とする。ただし、施行能力等からみて確実に継続的な協業関係を維持することができるものと認められる場合にあつては、2までとすることができる。
- 三 資格の有効期間内に共同企業体としての競争参加資格を辞退した場合、その構成員は、当該資格の有効年度において、同一の発注機関(本局又は各開発建設部ごと)における同一工事区分での共同企業体の結成は認められない。ただし、構成員の破産等により共同企業体としての競争参加資格を辞退した場合を除く。

(5) 一の企業としての競争参加資格の制限

一の発注機関(本局又は各開発建設部ごと)における同一工事区分かつ同一等級(等級格付がないものも含む。)での単体企業と当該企業を構成員とする経常建設共同企業体との同時登録はできないものとする。経常建設共同企業体として競争参加資格の決定を受ける場合には、当該経常建設共同企業体の構成員の一の企業としての当該部局における競争参加資格は停止させるものとし、その取扱いは別に定めるものとする。

(6) 出資比率

すべての構成員が、均等割の10分の6以上の出資比率でなければならないものとする。

(7) 代表者の要件

代表者は構成員間において決定された者とし、その出資比率は構成員間において自主的に定めるものとする。

3 資格審査等

(1) 局長は、あらかじめ次に掲げる事項を公示し、これにより資格審査の申請を行わせるものとし、その時期は単体企業の場合に準じて取り扱うものとする。

- 一 資格審査申請書の受付期間及び受付場所
- 二 構成員の数、構成員の組合せ、構成員の資格要件、出資比率要件及び代表

者要件

三 その他局長が必要と認める事項

- (2) 局長は、(1)の申請に係る者について資格審査を行い、適格な者を有資格者として決定するものとする。
- (3) 資格の有効期間は、当該共同企業体の資格が決定されたときから選定要領第13条に規定する単体企業としての資格の有効期間が満了するまでとする。
- (4) 契約担当官等は、指名競争契約において共同企業体を指名する場合には、選定要領第27条に規定する指名基準に掲げる事項を考慮して行うものとする。

附 則

この通達は、平成19・20年度の資格審査から適用する。

附 則

この通達は、平成21年3月31日から施行し、平成21・22年度の資格審査から適用する。

附 則

この通達は、平成25年3月7日から施行し、平成25・26年度の資格審査から適用する。